

第10回 苫小牧市健康づくり推進協議会 議事録	
日 時	令和2年2月6日(木) 18:30~19:20
場 所	市役所2階21会議室
出席委員	片岡委員、斉藤委員、佐藤委員、重田委員、杉村委員、中村委員、長田委員、深澤委員、細川委員、本間委員 (敬称略、五十音順)
事務局	健康こども部健康支援課
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 健康こども次長挨拶 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 苫小牧市受動喫煙防止条例について (2) 苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン(案)について (3) 「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画(案)について (4) その他 4 閉会

発 言 者	発 言 内 容
事務局 (健康支援課主査)	<p>定刻になりましたので、ただ今から「第10回苫小牧市健康づくり推進協議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日、司会を務めます、健康支援課の菊池と申します。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開催に当たりまして、健康子ども部次長の白川より御挨拶申し上げます。</p>
<白川次長挨拶>	
事務局 (健康支援課主査)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の協議会は現時点で、委員14人中、10人の出席となっておりますので、苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第6条第2項に基づきまして、本日の会議が成立していることを御報告申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議は、19時45分頃を目途に終了したいと考えておりますので、円滑な議事の進行に御協力くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>また、委員の皆様のお席にマイクを設置しておりますので、発言の際は、ボタンを押していただき、終わりましたらもう一度押していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>まず「議事次第」、資料1の「苫小牧市受動喫煙防止条例施行規則」、資料2の「苫小牧市受動喫煙防止条例概要版リーフレット」、資料3の「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン(案)」、資料4の「「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画(案)」となっております。</p> <p>資料に不足がございましたらお知らせください。</p> <p>それでは、これからの議事進行は苫小牧市健康づくり推進協議会設置要綱第5条第4項に基づきまして、片岡委員長をお願いいたします。</p>
片岡委員長	<p>それでは、次第に沿って議事を進めて参りたいと思います。</p> <p>それでは、議事1の「苫小牧市受動喫煙防止条例について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>私からは資料1並びに資料2について、御説明させていただきます。</p> <p>初めに資料1、苫小牧市受動喫煙防止条例施行規則についてでございます。</p> <p>前回の協議会にて条例案について、御意見をいただいております。条文について市の法務担当より指導・助言を受けながら文言の整理を行いました。</p> <p>その中で、条文の中での表現に制限があり、いただいた御意見をすべて反映することができない部分がございますが、これらの御意見につきましてはガイドラインの中で落とし込みたいと考えております。</p> <p>条例につきましては、すでに各委員に送付してございますので、説明は避けませんが、条例において「規則で定めるもの」としてあります箇所につきまして、施行規則を定めましたので御報告させていただきます。</p>

	<p>最初に、規則第2条では苫小牧市受動喫煙防止条例第2条第4号のアに定める規則を定めております。第一種施設のうち健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として学校や病院、診療所、薬局、介護施設、施術所、幼稚園、保育園、認定こども園等を指す内容となっております。</p> <p>次に規則第3条では、条例第8条第1項に定める適用除外に関する規則となっております。第一種施設に含まれる病院のうち、精神病床を有する病院を適用除外とする内容となっております。</p> <p>施行規則に関する説明は以上となります。</p> <p>続きまして、資料2の条例概要版リーフレットについてでございますが、条例の内容を施設ごとに必要な対応や業態に応じて必要な事項についてイラストを交えながらまとめた内容となっております。</p> <p>今後は、これらの資料やこの後に御説明いたします受動喫煙防止対策ガイドラインを活用しながら、受動喫煙対策の周知を図って参りたいと考えており、これにつきましては各種届出や指導に携わる苫小牧保健所とも連携しながら、対応してまいりたいと考えております。私からの資料1並びに資料2の説明につきましては以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>それではただいま御説明いただきました議事1につきまして、皆様から御質問や御意見ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようでしたら議事2の説明に移りたいと思います。</p> <p>それでは、「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドライン（案）について」事務局から御説明をお願いします。</p>
事務局 (健康支援課主事)	<p>私の方からは「苫小牧市受動喫煙防止対策ガイドラインについて」御説明させていただきます。</p> <p>お手元に配付の資料3を御覧ください。前回の協議会の際に素案という形でお示しさせていただいておりましたが、前回の協議会でいただいた意見を踏まえてブラッシュアップしておりますので、特に大きく変更なっているところを中心に御説明させていただきます。</p> <p>まず表紙をめくっていただいて1ページ目のところに「本編の前に」という形で新たにページを付け加えております。こちらが前回の協議会の際に、見る人の視点を踏まえた内容構成としたらどうかというお話をいただいておりますので、担当目線で市民の方や事業者の方に、ぜひここだけは覚えてほしい、見ていただきたいところをピックアップして掲載しております。1ページ目が「市民の皆さんへ」ということで、特にポイントとなる部分を4点押さえていただきたいところを掲載しております。</p> <p>次のページに「事業者の皆さまへ」ということで、施設を管理する方、運営する方に対してのポイントとなる部分を掲載しております。</p> <p>続いて、第1章の基本的な考え方、こちら内容については大きな変更はございませんが、前回の協議会の際に加熱式タバコの取扱いについて、御意見をいただいた部分がありましたので、そちら補足を少し増やしております。加熱式タバコであれば煙が少ないから、どこでも吸っても良いというわけではないということを明確に伝えたいと思ひまして、そういった文章を付け加</p>

えております。また改正健康増進法上の加熱式タバコ専用喫煙室、こちらについては、取扱いは法に準拠するという事も明記しております。

第2章の受動喫煙防止条例の必要性、こちらにつきましては大きな変更はありませんので説明は割愛させていただきます。

続いて8ページ、第3章の受動喫煙防止対策の基準ですが、こちら作成する中で項目の順番を入れ替えさせていただいております。まず初めに施設の種類の説明を持ってきております。それぞれ施設を運営する方が、自分の施設がどの類型に当てはまるかというのを念頭に置いた上で読み進めていただきたいということで、先に種類の説明を持ってきております。第一種施設はこういったものが当てはまるということや、第二種施設はこういう施設で既存の小規模の飲食店については経過措置が適用となるということも9ページの方で説明しております。

10ページの方では、恐らく苫小牧市内では現在喫煙目的施設というのは存在しないと思うのですが、法律上ではこの喫煙目的施設というのも類型の中に含まれておりまして、喫煙を主目的とするバーやスナック等、タバコの対面販売を行っている施設が屋内で喫煙可能となることからこちらを追加しております。

11ページに移りまして、施設の類型別の受動喫煙対策ということで、前の段階で自分の施設がどこの類型に当てはまるのか確認していただいた上で、それぞれの種類の施設はどういう対応が必要になるのかということをお細分化して掲載しております。

第一種施設はすべて敷地内禁煙で特に苫小牧市では条例の中で特定屋外喫煙場所を設置しないと定めておりますので、その点も明記しております。

第二種施設につきましては、原則屋内禁煙というのが健康増進法の規定となるのですが、もちろん敷地内禁煙にしても構わないですし、喫煙室の設置や屋外に喫煙場所を設けるということも対応としては考えられるので、大きく4つに分けております。

第二種施設の中で既存の小規模の飲食店（既存特定飲食提供施設）につきましては、第二種施設の4つに併せる形で経過措置が適用となりまして喫煙が可能となります。ただ、この喫煙可能というのは、保健所の届出が2月からスタートしておりまして、店内で喫煙できるようにする場合には届出をしていただきたいと思いますということも掲載しております。

喫煙目的施設については屋内で喫煙可能ということで掲載しております。

続いて12ページから、それぞれ敷地内禁煙、屋内禁煙は具体的にどういった対応の中身になるのかということをお説明しております。

敷地内禁煙につきましては、敷地のすべてが禁煙となり苫小牧市は特定屋外喫煙場所を設置しないということをお掲載しております。

13ページの屋内禁煙については、先程も申し上げたように屋内を完全に禁煙にするパターンと屋内禁煙でありながら喫煙専用室を設けるパターン、さらに屋外に喫煙場所を設置するという大きく3つが考えられるということをお示ししております。

その中で屋内に喫煙場所を設置する場合につきましては、国が定めた基準を満たす専用室、又は加熱式タバコ専用喫煙室を設けてくださいということを掲載しております。

屋内禁煙で屋外に喫煙室を設ける場合につきましては、設けることは可能ですが、当然施設の利用者や周辺を通行される方に受動喫煙をさせないように配慮をお願いしますということも明記しております。

20歳未満の方に対する対応について電話で問合せいただくこともあるのですが、お客さんか従業員かを問わず20歳未満の方は清掃や業務の一環であっても喫煙可能エリアには一切入ることはできないということを少し強調して掲載しております。

また、喫煙可能室に必要な要件につきましても掲載しておりますので、この辺りは事業者の方に見ていただきたいポイントとなっております。

次の14ページから、ただいま申し上げた喫煙室のイメージとなっております。喫煙室や喫煙専用室、喫煙可能室等いろいろな言葉が出てくるので少し戸惑うところもあるのですが、この「喫煙室」という言葉は、喫煙専用室と加熱式タバコ専用室の2つを指しています。

「喫煙専用室」については、タバコを吸うためだけの施設になりますので、この中では飲食等喫煙以外のことをすることはできません。タバコだけを吸う場所となります。

「加熱式タバコ専用室」については、加熱式タバコを吸いながら飲食もできるという専用の喫煙室となっております。屋内禁煙の場合、このどちらかを設置をすることが可能となっております。

続いて15ページは、喫煙室を設ける施設については基本的にすべて標識の掲示が必要となります。また苫小牧市については条例で禁煙にしている施設についても禁煙のマークをつけていただく、また市が管理している施設についてもすべて標識を掲示していただくということで規定しております。

標識の掲示が必要な場所と種類について、表のような形でお示しております。次のページに標識の例も掲載しておりますので御覧ください。

後半の資料編に国でお示ししている標識の一例も載せておりますので、事業者の方や市民の方が自分が利用する施設がどういう施設なのか一目瞭然でわかるように、ぜひ標識も見いただければと思います。

続いて17ページは、屋外における受動喫煙防止対策ということで、前半は屋内での施設がどういう対応になるかという御説明でしたが、では「屋外なら自由にタバコ吸ってもいいでしょ」という御電話をいただくことがあるのですが、そこは明記しておきたいと思ひまして、屋外だからといってどこでも好きなように吸っていいわけではないですよということを記載しております。特に屋内・屋外問わず多く集まる公共の場所、例示しているのは公園、路上、駅の周辺やバス停等をお示ししておりますが、こういった周囲の人に受動喫煙をさせる恐れがある場所では喫煙に配慮してくださいということを掲載しております。

続いて18ページから、第4章の受動喫煙防止対策の推進といたしまして、

	<p>各関係主体の役割について掲載しております。内容については素案と大きな変更はありませんが、まず1つ目として行政の役割を18ページの方に掲載しており、19ページには現在市が行っている取組を掲載しております。</p> <p>続いて20ページが事業者・関係者の役割についてお示しをしております。受動喫煙を生じさせない環境づくりを行っていただくのはもちろんですが、職場での受動喫煙対策というのも事業者の方々の大切な役割になってきますので、そちらについても少し強調して掲載しております。</p> <p>21ページが市民・保護者の役割ということで、他人に受動喫煙をさせない、公共の場所での喫煙には周囲に配慮、いかなる場所でも20歳未満のお子様には受動喫煙をさせないということを掲載しております。</p> <p>続いて22ページの禁煙の推進ということで、平成30年に行った喫煙、受動喫煙に関する実態調査の結果を引用しながら、まずは禁煙外来から利用していただけるように、実際喫煙されている方が今後禁煙に踏み出せるように後押しできるような掲載をしております。</p> <p>最後23ページ、第5章その他といたしまして、本ガイドラインの見直しについて掲載しております。前回の素案の際にも説明していたのですが、何年経ったら更新という形ではなくて、状況の変化に合わせて随時見直しや改訂していきたいと考えております。</p> <p>24ページからは資料編となっております、条例の本文や法律の文章等を掲載しております。</p> <p>最後にこちら案としてお出ししているのですが、これから細かい文言修正や今日いただく御意見もさらに踏まえながら、デザインと印刷製本を今後行いまして3月末に納品予定と考えております。データ自体は完成次第すぐにホームページ等にアップロードして皆様にいつでも見ていただけるような形を整えたいと思っております。</p> <p>私からの説明は以上となります。</p>
片岡委員長	この件につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いします。
長田委員	条例の中身はこれを読むとわかるのですが、4月1日から施行されることになっておりますので、もう2か月ありません。事業者、関係者、一般市民への周知は、どのような方法を考えているのでしょうか。
事務局 (健康支援課長)	先程も周知について触れさせていただきましたが、一般市民については主に生活するのが住居ということになるかと思いますが、法律や条例の制限を受けることはありませんので、強いて言えばお子様がいらっしゃるような家庭は受動喫煙を生じさせないようにするというような配慮が必要になっていきます。その他の身近なところで町内会館等は該当するかどうかと思うのですが、町内会につきましてはこれから町内会連合会事務局とも御相談させていただきますが、春先にある町内会の総会等を通じて、条例が施行されるということと法律が全面施行されるということを併せて、各種町内会館等でもこういった対応が必要になるという御説明をさせていただく機会を設けさせていただかないかと考えているところでございます。

長田委員	<p>もっと徹底して周知しないとせっかく条例作っても、守られないというか実施されないようなことになるのではないかと思います。年に何回はこんな方法をする等の施策を考えないと周知されないかと思うのですが。一番該当すると思うのは、第二種施設である町内会館や飲食店等が日常的に利用するところだと思っているのですが、年明けて1月に飲食店にこの話をして事業者は、知らない人が多いので、周知の手段や方法を考えないと徹底されないなと感じておりました。なるべくお金をかけない方法でいろいろな対策を講じた方がより一層徹底されるのではないかと思います。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>市の方としても保健所と連携しながら、事業所は苫小牧市内に様々な経済団体がありますので、そこを通じて法律の施行になるというお知らせをさせていただいております。ただ、中々そういった情報が団体には繋がっているのですが、団体に所属している会員にまでは降りているかと言われれば、正直団体によって温度差はあるかと思います。なので、4月1日の法律が施行されてから、周知されていく部分もあるかと思いますので、市も広報等で改めてお知らせや報道関係と協力しながら記事にさせていただくというような取組もできるかと思いますので、最初の説明では一端としてそういうことも考えていますということで御紹介させていただきましたけれども、周知は4月1日から継続的にいろいろな手段を通じていかないと中々認知は広がっていかないと市の方でも思っておりますので、その辺は今日参加していただいている保健所の方々と連携し、また各種経済団体とも連携しながら事業所への周知を努めていきたいと思っておりますので、今日いただいた御意見も参考にしながら、様々な機会を通じてお知らせしていきたいと思っております。</p>
重田委員	<p>今の健康支援課長のお話の中にも保健所と連携してという話がありました。保健所といたしましては、先程のお話の中に飲食店のこともありますが、遅ればせながら管内の全飲食店、全道の飲食店にこの法律のことで周知をいたしまして、1月末に全飲食店にこの周知が届いているというふうに聞いております。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございました。法律ができてスタートラインに立つということだと思いますので、これからいろんなレベルで広めて形あるものにしていき、我々も含めて進めて参りたいということだと思います。</p> <p>他に御意見や御質問はありますか。</p>
重田委員	<p>標識についてですが、種類が多くあり分かりづらい部分があるのですが、ガイドラインの16ページに記載されている主な標識の見本というところで、上段の中央にある「喫煙可能室あり」と書いている標識ですが、決して間違いというわけではないのですが、既存特定飲食提供施設ということになりますと、多くは喫煙可能室を店内に設置する施設ではなくて、店内すべてを喫煙にする店がほとんどです。実は2月から既存特定飲食提供施設の届出の受付を始めており、その届出状況を見るとこの「喫煙可能室あり」という店が1件もなく、47ページの上段右にある喫煙可能店のパターンが1番多いです。16ページの方が決して間違いではないのですが、「喫煙可能室あり」を掲示するとなると、「喫煙可能室あり」と「喫煙可能室」の両方の掲示を店</p>

	<p>の出入口と店内の喫煙スペースにそれぞれ掲示しないといけないことになっております。間違いではないですが、16ページに掲載するのであれば、「喫煙可能店」の標識の方が良いのかなと思いました。</p> <p>それから、9ページの「既存の小規模な飲食店について」というところで、「【条件】(3)の改正健康増進法が施行する4月1日時点で営業していること」と記載があるのですが、4月1日から法律も生きてまいりますので、法律の中でどういう表現をされていたかは今確認できないのですが、3月31日の時点で営業許可を有していないと4月1日は既存にならないのではないかと思います。私ももう一度法律を確認してみますので、何かあれば情報提供させていただきます。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局から何かございますか。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>今いただいた御指摘を含めてガイドラインの中を精査すると状況によって保健所にも御相談させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
長田委員	<p>こういう標識はもう完成しているのですか。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>16ページに記載されている「空気もおいしい施設」のシールについては実物がございます。こちらは市で用意して禁煙している店舗に配付させていただいております。</p>
細川委員	<p>スワンスワンデーのポスターや空気もおいしい施設ステッカー等を第二種施設である町内会館に配付し、貼ることでPRをしてほしいと思います。町内会館が町内で1番人が集まって宣伝しやすいところなので、ぜひ配付していただいて市民の方にPRをしていただきたい。配付していただけるということなら、20日に町連の理事会がありますので、その時にでも配ることができたら御協力をしたらどうかとお話できるかと思います。いままで町連としては話題に上がったことがありませんので。</p>
片岡委員長	<p>配ることはできそうですか。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>空気もおいしい施設につきましては、対象を拡大できないかということで、町内会館や第二種施設いわゆる事業所や事務所等あらゆる施設に貼っていただけないかと内部で検討しているところですので、町連の総会の時でも決定しましたら御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
片岡委員長	<p>他に御意見や御質問はありますか。</p> <p>この「空気もおいしい施設」のステッカー、大きさはどのくらいでしょうか。</p>
事務局 (健康支援課長)	<p>こちら15cm角の大きさとなっております。</p>

片岡委員長	その他の禁煙室有り・無しの標識も同様の大きさですか。
事務局 (健康支援課長)	こちらの標識に関して大きさは特に決めはしていませんが、市や厚生労働省のホームページからダウンロードし、事業者の方に印刷して掲示していただく形となっております。
片岡委員長	ありがとうございます。その他いかがでしょうか。 私からも1つございまして、12ページのイメージ図というのは、加熱式タバコも紙巻タバコも屋内・屋外はNGということですよ。そうだとすると、紙巻タバコは屋内と屋外にまたがっていて、加熱式タバコは屋内の中に入っているため、屋外は良いのかなと勘違いしそうになるので、紙巻タバコと加熱式タバコを縦に並べて両方にまたがっている方がわかりやすいかなと思いました。
事務局 (健康支援課長)	ありがとうございます。ビジュアル的に調整できればと思います。
片岡委員長	事業者はダウンロードしてステッカーを貼ることができるわけだけど、貼る義務はあるのですか。
事務局 (健康支援課長)	標識の掲示は義務になります。
片岡委員長	これは各事業者が御自身でダウンロードして貼らないといけないものであるということですね。わかりました、安心しました。 それでは、議事3の「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画（案）について」事務局から御説明をお願いします。
事務局 (健康支援課主査)	私からは「生きる」を支える苫小牧市自殺対策行動計画（案）について」御説明いたします。資料4を御覧ください。 前回の推進協議会や12月17日に自殺対策実務者ネットワーク会議を実施いたしましたので、その意見を基に修正した部分を中心に御説明させていただきます。 1ページの行動計画の主旨、2ページが計画の期間・数値目標、3、4ページが苫小牧市における自殺の特徴についてですが、こちらの方の変更はございません。 5ページ（4）の年齢階級別の死因の状況について御覧ください。こちらは日胆地域保健情報年報により年齢階級別の死因の状況を掲載いたしました。本市における平成24年から27年の年齢階級別の死因では、自殺が10代から30代までの年齢層の第1位となっていることから、本市が取り組むべき課題の1つである子ども・若者へとつながっております。 6ページを御覧ください。こちらは本市の地域の特徴について北海道の自殺の特徴を新たに加え、本市と対比いたしました。本市の特徴といたしまして、北海道は3位に女性が含まれているのに対して、上位5位すべてが男性

	<p>となっております。また北海道の自殺率は60歳以上の男性が高いのに対し、本市では40～59歳の男性が高くなっております。</p> <p>9ページを御覧ください。自殺対策における取組として本市の目指すべき姿や基本方針が掲載されており、10ページから23ページまでは4つの基本方針に基づき関連する市や地域の事業を掲載しております。こちらは各課や関係機関へ自殺対策という視点を持ちながら、どういったことができるかということ投げかけて回答をいただいた内容となっております。この取組内容につきましては、相談窓口になる市の職員や地域の関係機関、また市民が友人や知人から相談を受けた時に、状況に応じた相談先へ繋ぐ、また悩んでいる方に対してこういった相談先や窓口があるということを知っていただけるよう活用していただければと思っております。</p> <p>24ページを御覧ください。推進体制についてですが、前回の資料では内容の欄は空欄でしたが、関連する市の事業を棚卸しした上で、各部で推進する内容を入れております。</p> <p>25ページの実務者レベルの連携体制では、上から2行目の生活困窮者自立支援制度と一体的な取組による効果的な施策展開が重要であるとされており、次の苫小牧市地域福祉計画と連動した推進体制を構築しますという一文を追加しております。</p> <p>27ページ、28ページの別表相談先を御覧ください。こちらはこころの健康、経済問題、人権・就労、医療機関の相談先と相談窓口が掲載しております。最終的には各機関の電話受付の時間帯を追加して完成となる予定です。</p> <p>最後にコラムを載せておりまして、8ページ、16ページ、20ページ、26ページになりますが、こちらは市や関係機関の担当者の方から相談現場、医療現場の声として掲載させていただいております</p> <p>本日いただいた意見を修正し、令和2年4月から活用、配布予定と考えております。</p> <p>行動計画（案）についての説明は以上でございます。</p>
片岡委員長	<p>ありがとうございます。今御説明いただきましたが、何か御意見や御質問等がございますか。</p> <p>それでは議事1から議事3まで通して皆さんからの御意見をいただき、お話を進めてきたわけですが、全体を通して何か御意見や御質問等がございますか。</p>
片岡委員長	<p>他に全体を通して何かございますか。関連のことで何か聞きたいことがありましたら、せっかくの機会ですので。</p>

<p>事務局 (健康支援課長)</p>	<p>事務局の方からお知らせがございます。</p> <p>今年度実施しておりました、みんなで健幸大作戦！でございますが、3月29日に市民会館小ホールで14時30分からファイナルイベントということで健幸大作戦の締めくくりのイベントを開催する予定となっております。こちらをもちまして大作戦イベントすべて終了となっております。</p> <p>この間、関係機関の多大なる御協力をいただきながら、検診・食・禁煙・運動の4つの柱で事業を展開しており、大作戦の効果が出てきている事業もあるところでございます。</p> <p>ファイナルイベントでは、大作戦の取組経過等を御紹介するほか、女性の健康、ゆらぎ世代の健康と幸せと題した講演も開催いたしますので、お時間があえば御参加いただければ幸いです。</p> <p>なお、みんなで健幸大作戦の総括につきましては、令和2年度の協議会の中で皆様に御報告したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>片岡委員長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それではすべての議事が無事皆様の意見もいただき終了いたしましたので、協議会を終了したいと思います。御協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (健康支援課主査)</p>	<p>片岡委員長ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして「第10回苫小牧市健康づくり推進協議会」を閉会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。</p>